

令和 7 年 5 月 2 9 日

サイバーセキュリティ戦略本部第 43 回会合提出意見

学習院大学教授 櫻井敬子

私の意見は以下のとおりです。

サイバー対処能力強化法及び同整備法が成立したことで、わが国のサイバーセキュリティ政策は新しい局面に入り、制度的には、国際標準から大きくはずれない未然防止対策をたてることが可能となりました。

法律にのっとって取得された通信情報の整理と分析が実施されることを前提に、行政的な即時対応を行う途が拓かれたことは、「これまで我が国では存在しない新たな制度」（「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた提言」5 頁、10-11 頁も参照）を具現化する仕組みと理解されます。今後、技術力の向上を中核的課題として、適時適切な法執行が確実になされることを期待します。

とはいえ、サイバーセキュリティ対策は、これらの個別措置とあいまって、公的部門および民間部門の全体にわたる防御態勢のレベルが整えられてこそ現実的有効性をもつのであり、個別措置以外の一見地味な部分が政策の太宗を占めると考えられます。その意味で、内閣サイバー官、内閣府特命大臣の設置とともに、既存のサイバーセキュリティ戦略本部の組織としての実力が日々、様々な場面で問われます。とくに同本部については、各省庁の寄せ集めという印象を払拭し、各省庁に一目置かれ、有効にものを申せる、存在感のある強靱な組織に改変することが何より肝要と思料します。政府におかれては、いうところの「司令塔機能」がお題目とならないよう、特段の意を払っていただきたく、お願いする次第です。

以上